

事務連絡  
令和5年10月5日

各地域薬剤師会会長 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
副会長 鈴木 孝一郎

## 新型コロナウイルス感染症患者に対する在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 の算定に係る留意点

標記の件につきまして、令和5年9月15日付厚生労働省保険局医療課の事務連絡（令和5年9月21日付静岡県薬第451号にて通知）では、「保険薬局において、患家で療養する新型コロナウイルス感染症患者に対して発行された処方箋に基づき調剤する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が患家を緊急に訪問し、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施し、薬剤を交付した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。また、上記の処方箋に基づく調剤において、緊急に訪問し薬剤を交付した場合であって、患者本人ではなく当該患者の家族等に対して対面による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。」となっております。

調剤報酬明細書において、ラゲブリオ等のいわゆる新型コロナウイルス感染症治療薬が処方されている場合は、新型コロナウイルス感染症患者等に対しての薬剤交付であると判別できますが、新型コロナウイルス感染症治療薬の処方がなく、解熱鎮痛薬や鎮咳薬等だけが処方されている場合は、感冒等の他の疾患と区別が付きません。

したがって、当該点数を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に「新型コロナウイルス感染症患者への対応」等のコメントを記載するようにして下さい。

地域薬剤師会におかれましては、本件につきまして、会員へのご周知方よろしく申し上げます。

以上

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp